

【中小企業事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

国民生活事業にお申込みされる方は、[こちら](#)をご覧ください。

- [借入申込書](#)（国民生活事業へのお申込にはご利用いただけません。お間違いが増えていますのでご注意ください。）
- 法人の登記事項証明書（原本）（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）（注1）（注2）
- 代表者個人の印鑑証明書（原本）（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）（注2）
- 納税証明書（原本）（最近2期分の法人税の税額証明（その1）（注3）、直近の消費税の未納税額がない証明（その3又はその3の3））（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）（注4）
- 最近3期分の税務申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）（注5）
- 最近の売上高が把握できる資料（注6）

（注1）[登記事項証明書](#)はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。個人事業主の方は、印鑑証明書をご提出ください。

（注2）最新のもの（取得後3カ月以内のもの）をご提出ください。

（注3）個人事業主の方は、所得税に係る納税証明書をご提出ください。

（注4）[納税証明書](#)はオンラインや郵送でも交付請求できます。詳しくは[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

（注5）税務申告完了が確認できる書類（税務署受領印がある申告書の写し、電子申告完了通知）をご提出ください。個人事業主の方は、最近3期分の申告決算書をご提出ください。

（注6）試算表、売上帳又は[新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書](#)等をいいます。

※上記については、一般的な必要書類です。必要に応じて追加資料（例：関連会社の決算書、[会社概要](#)など）をご提出いただきます。

※最新の決算月から6ヵ月以上経過している方は、試算表等の業況が把握できる資料をご提出ください。

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

【中小企業事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 ご相談

- ・お近くの[日本公庫中小企業事業の窓口](#)までご相談ください（電話相談をぜひご活用ください。）。

2 お申込

- ・お申込に必要な書類をご提出いただきます（郵送等でのご提出をご活用ください。）。

3 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ※ ご面談が困難な場合は、代替手段を検討しますので、ご相談ください。

4 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、ご契約手続きの打ち合わせをいたします。
- ・ご契約手続きを終えたのち、お客さまに送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。